妙高市立新井南小学校 PTA　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年２月版

サークル活動実施の手引き

◇　活動の計画・実施・振り返りの流れ

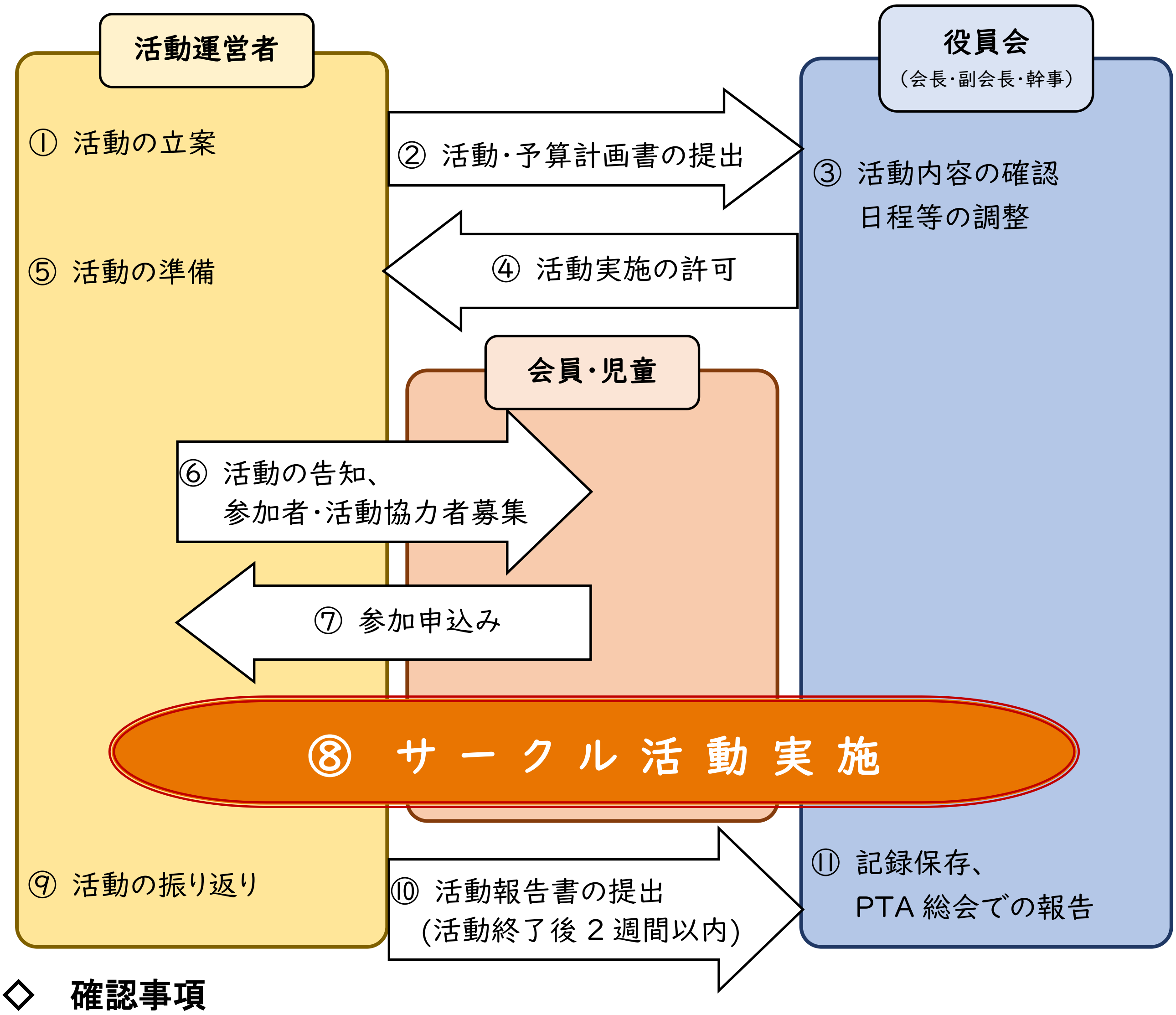

◇　確認事項

1　「活動・予算計画書」「活動報告書」の書式は、別紙のとおりです。学校ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてご活用ください。提出先は、下記担当者です。

2　活動時に学校の施設や物品を使用する場合は、「活動・予算計画書」作成前に学校とご相談ください。担当窓口は、下記担当者です。

3　サークル活動に係る経費は、基本的に活動の参加者が負担してください。活動の結果生じた収支差額は、原則として当校 PTA に寄付してください。

4　活動中の事故等への補償は、新潟県 PTA 安全互助会の「PTA 活動補償制度」が適用されます。ただし、補償対象は、登校のPTA会員、当校の児童及び趣旨に賛同する会員（学校運営協議会委員など）です。

（サークル活動担当）新井南小学校　教頭　関谷俊彦
電話　75−2222　FAX 75-2505　E-mail:araimi@ac.city.myoko.niigata.jp